

意見書

～第6期における審議のまとめ～

平成27年10月
旭川市市民参加推進会議

1 市民参加の現状と評価について

平成15年4月に施行された旭川市市民参加推進条例に基づいて設置された旭川市市民参加推進会議は、平成26年2月に委嘱された委員をもって第6期目となりました。

今期もこれまでに引き続き、個別施策における市民参加の取組予定に対する評価・検証を中心に会議を進めてきました。

取組を検証する中で感じられたのは、アンケートや委員会のほかにも、市民会議やタウンミーティングなど多様な取組を取り入れようという一定の姿勢が見られたということで、これは評価に値することだと思われます。ただ、それぞれの取組が個別に実施されているような印象がありますので、各取組で出された意見が十分に活用できるよう連携することが大切です。

そのためには、アンケートや市民会議で集めた意見を委員会に報告するなど、ほかの取組の成果を生かせるようスケジュールを組むことが大切だと考えます。

また、市民参加の取組の実施時期に関連して、意見提出手続については、最後に形式的に実施しているような印象を受けるものもありましたので、提出された意見に柔軟に対応できるよう、施策の構想段階などの早めの時期に行う必要があると考えます。

意見提出手続などの市民参加の取組の周知方法については、広報誌に掲載することも有効ではありますが、市民参加を今まで以上に広く市民の間に定着させていくためには、市民参加ということを普段は意識していないような人たちにも情報が届くように、周知方法を工夫していく必要があると考えます。例えば、SNSの利用や動画の配信などを検討されてもよいのではないかと思います。

さらに、市民参加に対して受け身の人たちを積極的に参加させる方向に変えていくための方策として、ワークショップを活用することも一案かと思われます。ワークショップに参加し、議論に加わって積極的に意見を出していくことが、市民参加への理解を深めるきっかけの一つになるのではないかと思います。

各委員会では、アンケート結果や統計資料など様々な資料が配付されていますが、それらを市全体あるいは市民が利用できるようにすることによって、旭川市の取組を活性化させることができると考えます。

2 市民参加推進会議について

市民参加推進会議は、市民参加に関する基本的事項を調査審議するために設置された市の附属機関であり、市民参加の推進状況に関する評価や市民参加の方法の研究・改善などをその所掌事項としています。

第5期の意見書では、議論すべき点が定まらず会議が進まなかったという意見がありましたが、今期は、最初の会議の際に事務局から市民参加推進会議において審議すべき事柄について説明がありましたので、一定の共通理解の下に会議を進めることができました。今後も同様にスムーズな運営が図られることを期待します。

市民参加推進会議の活動は、これまで主に市が進める各施策の市民参加の取組予定に対して、第三者的立場から取組内容の評価をし、必要な意見を述べるというものでした。

施策における市民参加の評価を積み上げていくことは、市民参加の取組を相対的に高めていく上で必要な取組ではありますが、そのことのみにも留まることなく、より本質的な市民参加について議論を深め、今後の市民参加推進会議のあり方・方向性について検証していくことも必要です。

市民参加の取組を予定する施策の数は増加傾向にありますが、評価する施策を精選するのか、できるかぎり多くの施策を評価するのか、各期毎に方針を決めていくことが必要です。

今年度は施策の数が多く、できるかぎり多くの施策を評価する方針にしました。そのため、提言がボリューム不足になってしまったものもありましたが、提言すべきことはそれぞれの施策に関して提言できたと考えます。

一方、審議する施策を精選し、ひとつの施策について複数回かけて議論するのであれば、追加資料を基に、議論の深化を図ることができるので、どちらの方法が適切だとは一概に言えませんが、方針を決めた上で会議を進めていくことが必要です。

各施策の取組を評価するための資料について、情報が十分ではなかった部分もありました。施策の概要をより具体的に示し、概要と各取組にはどのような関わりがあるのかを示した資料を用意していただけると、意見が出しやすくなり、より有意義な提言ができるようになると思います。

また、委員の方でもどのような資料が必要なのかを明確にして、積極的に資料を要求していくことも必要です。

施策の担当部局から直接説明を聴くことができれば、質疑応答を通じて議論を深めることができ、提言がどこまで反映されるのか手応えを感じることもできて一番良いのかもしれません。しかしながら実際に説明の機会を設けることの実現可能性を考えると、日程調整など様々な困難が予想されます。直接説明を聴く機会をどのように実現していくかということは、今後も引き続き検討していくべき課題であるということが出来ます。

3 附属機関の公募委員の選任方法について

今期においては、施策における市民参加の評価のほか、附属機関の公募委員の選任方法について審議しました。

公募委員の選任方法は、それぞれの附属機関の設置目的等を考慮した上で、小論文・面接・抽選・その他市長が適当と認める選考方法のいずれか又は複数の方法により行うものと事務取扱基準で定められています。

実際に採用されている選考方法としては、小論文と抽選がほぼ半数ずつであるのが近年の傾向でした。

それぞれの選考方法の特徴としては、小論文と面接は、審議に必要な基本的知識や論理性、適性を客観的に測ることができ、委員の資質や適性の均等化を図りやすいという長所があり、抽選は、応募者に対し機会を均等に与えることができるという長所があります。

これらの特徴を踏まえるならば、附属機関は懇談会等に比べ専門性が高いものが多く、また、意見をまとめて市長に答申しなければならない責務を負っており、委員としての適性や意欲などを事前に把握しておくことが必要なため、小論文や面接による選考が望ましいと考えます。

小論文や面接を実施するに当たっては、附属機関によっては専門的知識や論理性などが求められることも考えられるため、それぞれの附属機関の性格に見合った基準を立て、選考の基準を示して選考結果の説明責任を果たせるようにするなど、恣意的な選考を防止する仕組みが必要です。

また、透明性や公平性をより高めるために、選考委員会に第三者的な立場の人を加えることも効果的であると考えます。

それぞれの附属機関の仕事内容に適合した委員を選考するにあたり、選考過程の透明性・公平性を確保することにより、市民参加の手法としての公募委員制度がより適正かつ効果的に活用されることを期待します。